

船橋市監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和2年 7月14日

船橋市監査委員 中村 章
同 齋藤 弘之
同 松寄 裕次
同 斉藤 誠

監査対象機関	措置状況報告年月日
下水道部 下水道建設課	令和2年5月19日
監査の結果	措置の内容
<p>[要望事項]</p> <p>・駒込川2号幹線管渠布設工事 本工事については、平成24年度に実施設計を行い、平成29年度に工事着手しているが、実施設計において交通規制による検討、埋設物調査及び地下水位等事前調査を実施して工法選定等を行っている。</p> <p>しかし、施工にあたり推進機外殻残置（通行止不許可）、泥水式から泥濃式への工法変更（埋設物近接施工）、天井クレーン吊上げ能力の変更（10tから20t）、舗装復旧面積の増加（切り廻し面積増）及び地盤改良範囲の増加（地下水位上昇）等により、95,780,880円（税込）の増額変更を行っている。</p> <p>施工の安全性や確実性を考慮すると、やむを得ないものと思われるが、増額が大きいことから、今後はさらなる事前調査を実施し、実施設計を行うよう要望する。</p>	<p>下水道管渠は、一般に道路下に埋設するという性質上、道路管理者や他の埋設物管理者等との協議や、交通規制による検討、地下水位等、問題点の抽出や解決のための事前調査を実施して経済性を考慮して工法検討を行っている。</p> <p>結果的に増額が大きい変更を行うこととなったが、施工の安全性や確実性を踏まえた協議に基づき、施工方法を検討した結果との認識であるが、今後は更なる事前調査の実施や、関係機関との協議を徹底し、実施設計を行うように努める。</p>